

議会改革検討委員会会議録

令和4年6月29日

本日の会議に付した事件

○協議事項

中間答申（案）について

検討項目について

議員提案政策条例の体制づくりについて

議員定数について

全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

陳情の取扱いについて

次回の開催日程について

出席委員（8名）

委	員	長	加	藤	仁	司	君
副	委	員	長	安	野	裕	子
委		員	篠	原		弘	君
委		員	鈴	木	美	伸	君
委		員	鈴	木	紀	雄	君
委		員	楊		隆	子	君
委		員	田	中	利	恵	子
委		員	俵		鋼	太	郎

事務局職員出席者

事	務	局	長	柏	木	敏	幸
副	事	務	局	長	室	伏	正

議事調査担当課長	高	橋	洋	子
総務係長	城	所	淳	子
議事調査係長	小	林	正	佳
議事調査係長	橋	本		昇
書記	本	多	翔	悟

午前 9時59分 再開

○委員長【加藤仁司君】 皆様、おはようございます。

ただいまより議会改革検討委員会を再開いたします。本日の委員会は、令和4年5月26日に引き続きまして、第6回目の委員会となります。会議に当たっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本委員会におきましても、出入口の扉を開放するとともに、小まめに換気を行いますので、御承知おきください。

本日の議題は提出事項のとおりであります。お手元の提出事項に従いまして進めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もありませんので、そのとおりに進めさせていただきます。

○委員長【加藤仁司君】 初めに、協議事項の（1）中間答申（案）についてを議題といたします。

それでは、正副委員長案について書記に説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、正副委員長案について御説明させていただきます。

資料1を御覧ください。中間答申の正副委員長案でございます。

表紙をおめくりください。委員長から議長への鑑文となっております。下段には、目次を記載してございます。さらにおめくりいただきますと、初めに1ページ及び2ページは「1. 設置経過」でございます。これまでの本委員会の経過をまとめたものでございます。

次に、3ページ及び4ページは「2. 検討項目一覧」でございます。検討項目を「議長からの諮問事項」、「代表者会議からの提案項目」、「会派からの提案項目」の順に記載

してございます。

次に、5ページから9ページまでは「3. 開催状況」でございます。これまでの本委員会の開催状況を記載するとともに、7ページの中段以降は、第1回から第6回までの本委員会の議事の概要を記載してございます。

次に、10ページから18ページまでは「4. 検討結果」でございます。10ページから11ページの上段部分までは、検討項目を「(1) 議長からの諮問事項」、「(2) 代表者会議からの提案項目」、「(3) 会派からの提案項目」の順に、「ア 中間答申すべき検討項目」、「イ 中間答申以外の検討項目」、「ウ 現状どおりとする検討項目」に区分けして記載してございます。

なお、「ア 中間答申すべき検討項目」につきましては、ゴシック体で表記をさせていただいております。11ページの中段以降は、中間答申すべき検討項目である3項目それぞれについて、「(1) 現在に至るまでの経緯」、「(2) 主な意見」、「(3) 検討結果」を記載しております。3項目全てにおきまして、検討結果はシンプルに記載しておりますが、主な意見は委員の皆様からいただいた御意見をしっかりと記載してございます。

11ページの中段以降の「検討項目① 予算特別委員会現地視察及び決算特別委員会現地視察のあり方について」でございますが、(1)は現在に至るまでの経緯等となっております、(2)の主な意見につきましては、第4回及び第5回の本委員会での御意見を記載させていただいております。

まず、予算特別委員会の現地視察に対する御意見でございます。こちらは、12ページになりますが、第5回での御意見としまして、「現行のまま（都度協議）とする意見」につきましては、「予算に計上されている数字と現場との整合性を図るために必要であると考えますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施するか否かを判断することは、当然であり重要である。『予算特別委員会』という委員会が設置されていることを踏まえると、委員会として委員全員で対象を視察し、共有することは非常に大事である」、「過去、現地視察によって、経費の使途に疑問が生じ、否決になった案件もある。『実施しない』と決定することは簡単であるが、委員全員が同じものを見て、同じ考えを持つことも必要であると考えるので、『都度協議』の形は残しておきたい」。

「実施しないとする意見」につきましては、「必要だと思う会派や議員個人による視察で対応すればよい」、「『原則として実施しない』という考えである。重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変えるという提案である」、

「予算については、まだ執行がされていないことから、現地を視察してもあまり意味がない」。

続きまして、決算特別委員会の現地査察に対する御意見でございます。「現行のまま（必須）とする意見」につきましては、「決算に計上されている数字と現場との整合性を見るために、必要であると考えますが、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえて実施するか否かを判断することは、当然であり重要である」、「決算については、書類等の審査のみにとどめずに、予算執行についての結果を確認する必要があるという考えから、現地査察を行うべきである」。

「都度協議とする意見」につきましては、「決算の場合は、認定についての審査であるため、その都度協議して、決定すればよい」、「必要があれば、現地査察できる状況は残しておきたいと考えることから、『都度協議』と記入した」。

「実施しないとする意見」につきましては、「『原則として実施しない』という考えである。重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変えるという提案である」との御意見をいただいております。

そして、（３）の検討結果でございますが、「各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、予算特別委員会現地視察については『実施しない』、決算特別委員会現地査察については『現行のまま（必須）』との結論に至った」ものでございます。

続きまして、13ページの中段以降は、「検討項目② 政務活動費手引きの見直しについて（インターネット回線利用料とコピー機リース代の按分について）」でございます。こちら（１）は現在に至るまでの経緯等でございます。（２）の主な意見でございますが、第４回及び第５回の本委員会でいただいた御意見をしっかりと記載させていただいております。全て読み上げますとお時間の関係もございまして、かいつまんでの御説明とさせていただきます。

第４回の本委員会では、「按分率の設定は必要とする意見」と、14ページに移りますが、「按分率の設定は不要とする意見」をそれぞれいただきました。その続きでございますが、第５回の本委員会、インターネット回線利用料の「按分率の設定は必要とする意見」といたしまして、こちらに記載しております御意見をいただいております。

次の「按分率の設定は不要とする意見」につきましても、こちらに記載させていただいている御意見をいただきました。15ページからは、上限額の設定に関する御意見、そして、コピー機リース代の「按分率の設定は必要とする意見」、「按分率の設定は不要とする意

見」でございます。

16ページに移りまして、「上限額の設定は必要とする意見」、「上限額の設定は不要とする意見」におきまして、皆様からいただいた御意見をそれぞれしっかりと記載させていただいております。こちらの項目につきましては、(3)の検討結果としましては、「各会派から、様々な考えや意見が寄せられたが、インターネット回線利用料及びコピー機リース代ともに、按分率設定は『有』、按分率は『50%』、上限額設定は『無』との結論に至った」ものでございます。

16ページの下段からは、「検討項目③ 委員会におけるオンライン会議の導入について」でございます。(1)が現在に至るまでの経緯等、17ページに移りまして、中段以降に(2)の主な意見といたしまして、第4回の本委員会で行いただきました『準備を進めるべきとする意見』と、『準備を進めるべきでないとする意見』をしっかりと記載してございます。

18ページの(3)が検討結果でございますが、「準備を進めるべきでないとの意見もあったが、準備を進めるべきとの意見が多数であったことから、重大な感染症の蔓延や災害等の発生等、万が一の事態に備えて、オンラインによる方法で委員会を開催できる環境を整備するため、全国市議会議長会から示された参考条例や留意事項等に基づき、準備を進めるべきであるとの結論に至った」ものでございます。

最後になりますが、19ページとそのお隣の別紙1につきましては、参考資料といたしまして、中間答申検討結果一覧を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

質疑のあります方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、皆様方から意見をいただくところなのですが、私のほうから委員の皆様にお伺いしたいことが1点あります。

正副委員長案の13ページ上段の「(3) 検討結果」を御覧いただきたいと思っております。13ページ上段です。

ここでは、前回の本委員会での御決定のとおり、予算特別委員会現地視察は「実施しない」という言い切りの表現とさせていただいております。この表現のままですと、仮に予

算特別委員会の委員の方から視察要望の御意見があった場合におきましても、その協議すら行うことができないこととなります。

正副委員長案の12ページに記載のありますとおり、前回の本委員会では、「過去、現地視察によって、経費の使途に疑問が生じ、否決になった案件もある」という御意見や、「重要案件について、視察要望等があれば、委員会の中で協議するという進め方に変える提案」という御意見もございます。

このような御意見も考慮いたしますと、「実施しない」という言い切りの表現ではなく、「原則として実施しない」という表現等も考えられると思いますが、いかがでしょうか。御意見のあります方は挙手を願います。

○委員【鈴木美伸君】 今、委員長が御発言されたような表現で、原則としてというような表現を記載したほうがいいのかというふうに思います。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私も同じです。今までは実施するという形で来ていますし、現実として、それを急にここで実施しないというふうに切り替えること自体が、ちょっと危険というとおかしいのですが、懸念するところがあります。そういう意味では、基本的にとか原則的にというような形の中で実施しないということで、必要に応じて開催できる機会を残しておいたほうがいいのかというふうに思います。

○委員長【加藤仁司君】 今、鈴木紀雄委員のお話についてですが、まず、原則として実施しないということが第一になりますので、12月定例会中に出てくる3月の予算特別委員会のスケジュールの中には、現地視察というものがない形となりますので、そこは今までと違うということだけ御承知おきをいただければと思います。

それでは、意見も尽きましたので、これで終わります。

予算特別委員会現地視察の「検討結果」の部分につきましては、「実施しない」という言い切りの表現から「原則として実施しない」という表現に改めることについて、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように決定させていただきます。

なお、該当するページは、13ページと19ページの次の別紙1でございますが、表現を改めるに当たりまして、細かな文言の調整等につきましては、正副委員長一任とすることで

よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように決定させていただきます。

それでは、ほかに正副委員長案の中で御意見等ありましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見もございませんので、これで終わります。

それでは改めまして、中間答申につきましては、正副委員長案のとおりとすることで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのように決定させていただきます。

それでは、表紙の日付につきましては、令和4年6月29日とさせていただきます、議長へ中間答申として提出をいたします。

以上で、協議事項の（１） 中間答申案についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、協議事項の（２）検討項目についてに入ります。

検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてを議題といたします。

前回の本委員会では、各会派の考えや意見を発表いただき、今回の本委員会で方向性を決定することを前提に各会派持ち帰りとさせていただきましたので、直ちに協議に入ります。

御意見のあります方は挙手を願いたいと思いますが、その前に、皆さん、以前にお出しした資料はお持ちでしょうか。以前の調査結果の取りまとめ一覧表を基に、調査のその結果についてを御報告申し上げます。

「必要」という会派が3会派、「不要」という会派が1会派、「その他」が2会派でございます。

何か御意見がございましたら、挙手願います。

○委員【田中利恵子君】 私どもの会派といたしましては、以前から述べて

おりますように、議員提案権の行使を行って、常任委員会や特別委員会などでね。今ある制度をさらに十分に充実させていくということで、「不要」ということにしました。

○委員長【加藤仁司君】 御意見は変わらずということによろしいですね。

○委員【田中利恵子君】 はい。

○委員【鈴木紀雄君】 この体制づくりを進める必要性のあるという会派が3会派になっているのですけれども、ただ、内容的にどのような内容にしているのかというのは、それぞれまた違う部分もあろうかと思えます。

私どもとしましては、議員個人で条例化するという、その労力といいますか能力といいますか、その辺はかなりハードルが高いのではないかと考えております。その部分を事務局のほうの調査事務なり研究という形の中でフォローしていただければ、ありがたいというふうに考えておりますので、そういう意味での事務局のフォローに頼る部分、そういう体制をつくっていただきたいというような内容でございます。

○委員【鈴木美伸君】 志民・維新の会なのですけれども、この議員提案政策条例の体制づくりは、前は「その他」ということで発言をさせていただきましたけれども、会派に持ち帰って協議をした結果、「不要」という意見となりましたので、ここで申し述べさせていただきます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 誠新も「その他」という表現になっておりましたけれど、何か御意見ございますか。

○委員【俵鋼太郎君】 うちの「その他」というのは、要するに、今、不要という話がありましたけど、今の中でもできるはずなんですよ。では、何がハードルが高いのか。その部分を低くする方法があるのだったらいいけど、結局、今と現状変わらないんじゃないのって気がしてしょうがない。そういった意味で、「その他」というのは、必要や必要じゃないという前に、今、何が足りないのっていう部分の中から結論を導き出さないと必要とも言い切れないのではないかとこのところから、「その他」という意見です。現状、何が問題なのか。そこがはっきりしないうちは解決策を言い切れないとっているんで、「その他」という言い方をしている。そこら辺から議論を始めたほうがいいかなと思っています。

○委員長【加藤仁司君】 俵委員のほうから、必要であると回答された会派の中で、なぜ必要なのかそういったところを説明いただければ、ありがたいというような

感じのことだと思えますけれど、よろしいでしょうか。

○委員【俵鋼太郎君】 逆に言えば、基本的には不要と思っているのですよ。今の中でもできると思っているので。そういう意味で不要なのだけど、じゃあ、逆に必要だと思うのは、なぜ必要なのかというところを明確にしてくれると非常にありがたいと思っております。

○委員長【加藤仁司君】 必要といわれている会派で、何か御意見ございますでしょうか。

○委員【鈴木紀雄君】 今、御質問ありましたので、改めて先ほど申し上げたような、私どもの会派としましては、やはり議員個人が発議をしていこうという条例案についてやろうとすると、非常にハードルが高い。その辺のところは、やはり行政マンである事務局職員の方のお知恵をお借りしたり、例えば、全国市議会議長会などに紹介していただいたりとか、そういう煩雑な手続が必要になってくるだろうというふうに思いますので、そういう意味では、事務局の中に一つの提案を受け付ける窓口みたいなものをつくっていただき、仕事をやりとりして、さらに条例化に向けた文章化あるいは整理ができる。あるいは政策提案できるような形の体制ができればなというふうな意味合いでございます。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 私個人で考えれば、今の状況で行政ニーズが多様化している中で、その行政ニーズに市民の要望に応じていくための一つの方策として、議員提案政策条例を出そうとしたときに、そのスキルが十分備わっていないと私は思います。会派で出そうとしても、なかなか困難な状況であることは間違いないと思っています。ここでは、体制づくりとしてありますけれども、その体制づくりが事務局機能の強化によるものなのか、それとも、外部の識者の応援を頼むのか、全国市議会議長会の支援を仰ぐのか。その方法はいろいろあるかと思いますが、何らかの方策を用いて議員が提案できるような体制づくりは昨今必要不可欠ではないかというふうに思っております。

私も、議員提案政策条例はぜひ小田原市議会でも、昨今の状況を踏まえて、小田原市議会として全国と比べても提案件数が非常に少ないという状況に鑑みて、それを提案していくという状況にするためにも、体制づくりが必要だというふうに思っています。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 前回も言いましたけど、過去に元市議会議員の小

松議員が深夜花火規制条例や林道管理条例などを提出したときに、何回も何回もその委員会を繰り返して、本会議で話したりとか結構な労力がかかったという歴史を聞いております。先ほど、俵委員が、何を条例化していくべきか考えてからではないのかと言われた御意見も分からなくはないのですが、今ここで何を条例化していくべきかは分かりません。ただ、やはりその議員として議会として考えていくべき政策を、条例を考えて受皿というか体制づくりをしていくというものがなければ、何も話が進んでいかないので、それを活用するかどうかはその時々によって、いろいろあると思うのですけれども、私はここで、この体制づくりというのが必要ではないかと会派としても思っております。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 皆さんから、いろいろと御意見をいただきました。今現状でも条例提案ができなくはないということは皆さん承知の上です。ただ、できるのだけれども、そこには少しハードルが高いというようなことで、その打開策というか、そこを協議する場を設けるのかどうするのか。方法は言及いたしませんけれども、とりあえず体制づくりという形を取りたいというのが、「必要」という会派の御意見だと思います。「その他」という会派から今お聞きしますと、「不要」というような形なので、「必要」という会派が3会派、「不要」という会派が3会派ということで、真っ二つに分かれてしまいました。本日の本委員会で一つの方向性が出れば、決定しようと思っていたのですが、なかなか決められないという感じがいたします。各会派からの御意見を今いただきましたので、正副委員長としましては、この方向性の決定を次回の本委員会に持ち越したいと思っております。それぞれ御意見が出て、一つの方法論も出ましたけれども、そういったものも含めて再度持ち帰りいただいて、次回の本委員会で協議をしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

なお、次回の本委員会で方向性を決定するに当たりまして、必要となる追加の調査や資料等がありましたら、御意見をいただければと思います。何か追加調査や資料等を求めるものはございますか。

○委員【鈴木紀雄君】 他市の事例や何かそういう体制をつくっているところはあるのかといったところをもう少し知りたいと思っております。以前に資料としていただ

いたのかもしれないですけど、具体的に本市に当てはめた場合にどうなるのかという感じもしていません。今、いろいろと御意見が出ました。本市の場合、現状でもできなくはないという御意見もあったのですが、そういう窓口を設置するというような形が一つの案として私どもは持っております。その窓口をつくること、あと、事務局のほうで体制づくりを必要に応じて対応してもらおうということもありかなというふうに思っておりますので、その辺のところでは何か資料があるようでしたらお願いします。

○委員長【加藤仁司君】 鈴木紀雄委員からの追加資料のことですが、他市の部分については、資料のほうは出ております。そのときに、それを協議する場として、会議体を設置しているところもあるというような表現をさせていただいていたと思いますので、もう一度それを見ていただく部分と、事務局のほうでもう一つの部分で何かできそうですか。

○書記【本多翔悟君】 ただいま鈴木紀雄委員から、他市の事例を本市に当てはめた場合の資料という御意見もいただいております。こちらの資料を作らせていただくとしたと、以前の本委員会の中で、他の自治体の事例のようなものを御紹介させていただいておりますので、そちらをフローのような形で見やすく整理したものに本市の現状を当てはめて比較できるようなものでございましたら、御用意できます。

お諮りいただきたく思います。お願いいたします。

○委員長【加藤仁司君】 今、書記のほうから説明がありましたが、鈴木紀雄委員いかかでしょうか。

○委員【鈴木紀雄君】 ありがとうございます。

何となくファジーな感じであり具体性がないような感じがしてましたので、もう少し具体的に俵委員からもありましたように、本当に必要なのか、必要があったときにやればいいのかという話もありました。だから、もう少しそれが出たときに、具体的な形でこう考えることができるのではないかというものが分かれば、ありがたいなと思ったところです。細かな内容につきましては、正副委員長と事務局にお任せいたします。よろしく申し上げます。

○委員長【加藤仁司君】 意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、他市の事例をフロー化した比較表、これを御用意させていただきまして、次回の本委員会において、方向性を決定することといたします。

以上で、検討項目についてのア 議員提案政策条例の体制づくりについてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についての議員定数についてを議題といたします。

前回の本委員会では、各会派の考えや意見を発表いただき、各会派持ち帰りとさせていただきましたので、直ちに協議に入りますが、議員定数につきましては、過去の検討におきましても、複数回の協議を重ね、慎重に方向性を決定しておりますことから、正副委員長としましては、次回以降の本委員会でも協議を重ねていきたいと考えております。そして、4月21日の本委員会で決定しましたとおり、8月下旬には方向性を決定したいと考えております。

そのような点も踏まえまして、追加の資料や調査等を含めて御意見のあります方は挙手を願います。

○委員【鈴木美伸君】 私たちの会派は、前は、「両論併記」ということで「現状維持とすべき」と「減らすべき」という意見が出たのですが、この意見が「現状維持とすべき」ということに統一できまして、うちの会派は決定ということで述べさせていただきます。

以上です。

○委員長【加藤仁司君】 ほかの会派からは何かございますでしょうか。特に、「両論併記」とされているところにつきましては、今もそのまま変化なしということによろしいでしょうか。特に御意見なしということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 はい。よろしいですね。追加の資料等につきましてはいかがでしょうか。ある程度いろいろな資料はお出ししているつもりでおるのですが、特に追加なしということによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 はい。御意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、この検討項目につきましては、次回以降の本委員会でも協議を重ねていくということで御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのイ 議員定数についてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）での一問一答方式の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について及び検討項目についてのオ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）を一括議題といたします。

なお、これ以降議題となります検討項目につきましては、前回の本委員会で、調査票により各会派持ち帰りとしていただき、その調査結果を取りまとめた一覧表を委員の皆様事前に配付させていただいております。

つきましては、書記に資料の説明をさせ、質疑を行った後、各会派からの考え方を発表いただきたいと思っております。なお、事前配付いたしました一覧表を確認していただいた結果、一覧表に記載の考え方と発表いただく考え方が異なる場合は、その旨を発表していただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでは、書記に資料の説明をさせます。

○書記【本多翔悟君】 それでは私から、御説明させていただきます。

資料2を御覧ください。資料2でございます。

なお、資料2のベースとなっております各会派様から御提出いただきました調査票の写しを、確認用として配付をさせていただいておりますので、併せて御確認くださいませうよろしくお願いいたします。

それでは、資料2でございますが、項目の欄の一番左側「本会議（議案関連質疑）における導入」の「一問一答方式」でございますが、集計結果を御覧ください。「導入すべき」と回答された会派が、日本共産党、誠風、緑風会の3会派でございます。「現行」と回答された会派が、公明党、志民・維新の会、誠新の3会派となっております。なお、「導入すべき」との回答をいただきました日本共産党におかれましては、一括の方式と一問一答方式の「選択の自由」にすべきだという御意見でございました。

続きまして、その右側「委員会における導入」に移らせていただきます。3つの項目が並んでおりますが、「委員会審査の『充実化』について」をテーマとしまして、全て委員会における導入となっております。

まず、「一問一答方式」につきましてですが、集計欄を御覧ください。「導入すべき」

と回答された会派が、日本共産党、公明党、誠風、緑風会の4会派でございました。「現行」と回答された会派が、志民・維新の会、誠新の2会派でございました。なお、「導入すべき」との回答をいただいております日本共産党におかれましては、「選択の自由」を認めるというところと、公明党におかれましては、「審査時間の圧迫を避けるための工夫が必要」という御意見をいただいております。誠風におかれましては、「文書質問制度と併せての導入を検討すべき」との御意見をいただいております。

その右側の項目「報告事項の審査時間の確保」でございしますが、日本共産党におかれましては、「しっかり時間を取り、審査を行う必要がある。議案等分量が多い時は後日に回し審査すべき」、公明党におかれましては、「件数と内容により時間がかかるが、説明を聞いて理解が深まるため、報告事項の審査時間は今まで通り必要と考える」、誠風におかれましては、「特段の不足を感じていない」、志民・維新の会におかれましては、「報告事項の精査、開会時間の設定により、審査時間は確保できる」、緑風会におかれましては、「報告事項に関連した必要最低限で簡素な質疑答弁に努める」、誠風におかれましては、「現状」という御意見をいただいております。

さらに、その右側の項目「報告事項の整理効率化（文書質問制度）」でございしますが、集計欄を御覧ください。「導入すべき」と回答された会派が、誠風の1会派でございします。

「不要」と回答された会派が、日本共産党、志民・維新の会、緑風会の3会派でございします。「時期尚早」と回答された会派が、公明党の1会派でございします。「現行」と回答された会派が、誠新の1会派でございします。「導入すべき」と回答された誠風におかれましては、「一問一答方式と併せての導入を検討すべき。効果的な運用方法等について、十分な検討が必要」との御意見をいただいております。「不要」と回答されました3会派ですが、日本共産党におかれましては、「必要とする合理的理由は見当たらない」、志民・維新の会におかれましては、「会議録に残らない」、「質問内容を委員が共有することができない」との御意見をいただいております。

続きまして、その右側の項目でございします。こちらは次の項目になりますが、陳情の取扱いについてでございします。

前回の本委員会の中で、他市における陳情の審査をしないとされている基準等として9事例を紹介させていただきました。調査票の中では、その9事例につきまして、本市の陳情審査基準への追加を検討すべきと考える基準についての御回答をいただいたところでございします。なお、こちらの①から⑨の項目のうち、⑤と⑥につきましては、郵送陳情に関

するものでございました。郵送陳情におきましては、本市では、審査をせずに参考配付とするとの取扱いに既になっておりますことから、⑤と⑥につきましては、改めて各会派の御意見をお伺いする必要のないものでございました。大変失礼いたしました。申し訳ございませんでした。

それでは、陳情の取扱いについてでございますが、集計欄を御覧ください。

まず、陳情審査をしない基準としての追加を「検討すべき」と回答された会派数を御説明させていただきます。

「①市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は3会派でございました。

続きまして、「②市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの。ただし、意見書提出を願意とするものは除く」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は2会派でございました。

続きまして、「③国の専管事項及び神奈川県の特権に属するもの。ただし、市民生活に直結するもので、特に議長が必要と認めたものを除く」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は3会派でございました。

続きまして、「④国、県等への意見書提出を求める陳情」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は2会派でございました。

⑤及び⑥は先ほどの事由から省略をさせていただきます。

続きまして、「⑦提出者が県外のもの」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は3会派でございました。

続きまして、「⑧市外居住者からの提出によるもの」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は3会派でございました。

最後に、「⑨採択、不採択等の議決等のあった請願又は陳情と同一の趣旨のもので、その後の状況に特段の変化がないと認められるもの」でございますが、「検討すべき」と回答された会派は4会派でございました。

次に、各会派それぞれの回答内容につきましても確認をさせていただきます。

日本共産党におかれましては、「無（現行どおりとする）」との御意見でございました。公明党におかれましては、⑤から⑨につきましては、本市の陳情審査基準に審査しない基準としての追加を「検討すべき」と考えるとの御意見でございました。誠風におかれましては、①から⑨の全てにつきましても、本市の陳情審査基準に審査しない基準としての追加

を「検討すべき」との御意見をいただきました。志民・維新の会におかれましては、「無」との御意見でございました。緑風会におかれましては、①、③、⑤及び⑨につきまして、本市の陳情審査基準に審査しない基準としての追加を「検討すべき」との御意見でございました。ただし、③及び⑤につきましては、多少の文言修正の御意見も併せていただいております。誠新におかれましては、「原則として、陳情は全て参考配付とする」との御意見でございました。集計欄では、①から⑨の全てに「検討すべき」としてカウントさせていただいております。

説明は以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 書記の説明が終わりました。

資料2には、検討項目についてのカ 陳情の取扱いについても含まれておりますので、今、書記から説明がありましたが、現在、一括議題となっておりますのは、検討項目についてのウ、エ及びオということになりますので、まず、この3項目についての質疑を受けたいと思います。質疑のあります方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から検討項目についてのウ、エ及びオに対して、調査票に記載していただいておりますが、これに補足等がありましたら、発表をお願いいたします。特になければ、なしで結構です。

○委員【田中利恵子君】 特に補足はございません。

○委員【楊 隆子君】 委員会における一問一答方式の導入ですが、より分かりやすくなりますので、必要かなと思います。その反面、審査時間の圧迫とか時間の先行きが見えなくなるという懸念もありますので、もしできましたら、他市の事例や懸念材料とかそういったような内容のことを、今度、事務局のほうからでも出していただければ、ありがたいと思っております。

○委員長【加藤仁司君】 御意見としていただきました。

○委員【篠原 弘君】 何から申し上げていいか、ちょっと整理がついていないのですが、まず、常任委員会における一問一答方式ですが、私どもは導入すべきというふうにしておりますけれど、下の注釈のところにありますとおり文書質問制度と併せて導入すべきということです。今、楊委員のほうからお話があったように、一問一答方式はどうしても時間がかかるというデメリットもありまして、それを解決するための一つの

方法として文書質問制度を併用していくということで、それによって時間を見出していくということです。そのことによって、より審査が充実するというそういうメリットも生まれてくると思います。ちなみに、ちょっと申し上げておきたいのですが、少しこちらの説明不足もあってのことだと思いますが、この文書質問制度は、そもそも重要事項は除くということにしてありますので、本当に将来の重要計画の前提となる説明などは、そういうものは対象とはしないということです。

もう少し分かりやすく言うと、重要事項はとにかく文書質問制度にはしないということです。文書質問制度にしないで、委員会の中で質疑応答していただくということが大前提になります。どういうものが対象になるかということは重要事項以外のものになるわけですが、もう少し分かりやすく言うと、例えば、2つの委員会にまたがるようなことがあると思います。そういうものによっては、答えられない。例えば、この間、市民会館の解体と市民会館の跡地利用は、総務常任委員会と厚生文教常任委員会の2つにまたがっていました。厚生文教常任委員会の中では、跡地利用で企画部の質問も出たわけです。この案件は重要事項なので除く対象ということになるのかもしれませんが、対象とするのであれば、文書質問制度でいろいろと執行部から明確な答弁が来るというメリットもあると思います。

あとは、土地開発公社だとか体育協会、それから観光協会の報告がありました。事前に議長からも正副委員長との打合せのときに、事務局が事務を取り扱っていないので、なかなかそこで細かいことを答えることが難しいというお話もありましたけれど、そういうものもこの文書質問制度で解決できるものというふうに思っています。そのことだけ、ちょっと1点だけ申し上げたいと思います。

あとはもう一つ、もし加えさせていただければ、委員会の開催時間がとにかく短縮できると。その分を審査の充実で充てるということがこの文書質問制度の大きな狙いであります。

以上です。

○委員【鈴木美伸君】 私どもの会派は「現行どおり」ということで、特に補足はありません。

以上です。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもは、本会議における一問一答方式の採用についてということなのですが、これは原則3回以内ということが条件でありますの

で、その範囲の中であれば、一問一答方式を使ってもいいだろうというような感覚で「導入すべき」というふうに記入させていただきました。

それから、委員会における導入ということなのですが、一問一答方式については、これも導入していったほうがいいだろうということではあるのですが、先ほどからのお話にありますように、時間がなかなか制限が利かないということで、そこはここに記載してあります「報告事項に関連した必要最低限で簡潔な質疑答弁に努める」という、その形でしていただくように努力をしていく必要は各委員にあるのではないかなと。それを聞いてどうするんだろうと言っては失礼ですが、そういうような質問も中にはあったり、質問しなきゃいけないのかなという雰囲気があったりします。ちょっと言いすぎかもしれませんが、その辺のところも感じられるときが多々ありますので、その辺は各委員の努力で簡潔な質疑応答に努めていただきたいと思いますということでもあります。

それから、報告事項の整理効率化ということで、文書質問制度という提案がありました。非常にいいことだと思いますが、やはり審議中に質問したいこともあったりというのは、大分出てきます。現実としてありますので、全てが文書質問制度という形でやると、ちょっと縛りがきつくなってしまうかなというふうな気がしたもので、私どもは「不要」という形で表現をさせていただいております。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 鈴木紀雄委員のほうからお話があったところで、私のほうで少し説明させていただきたいのは、まず、議案は当然のことながら、文書質問制度にはなじみませんし、できませんので、議案はきちっと委員会で審査をしていただくとか、重要な部分については通常どおり執行部から説明を受けて質疑応答するというところで、それ以外の部分で簡易と言っていいのかどうか分かりませんが、文書質問制度になじむようなものは文書質問制度にして時間を生み出していきたいというのが狙いであります。

○委員長【加藤仁司君】 今の篠原委員の御発言は、基本的には報告事項とかそちらのほうでというようなことですね。

○委員【篠原 弘君】 はい。

○委員【鈴木紀雄君】 あくまでもその時間短縮のためにという原則を貫いて、そういう制度を導入したらどうかという話で承ってよろしいでしょうか。

○委員【篠原 弘君】 導入の狙いとかメリットはもう少しあるのですけ

ています。

○委員長【加藤仁司君】 今の情報は、篠原委員がいろいろそれを導入しているところの部分をお調べになった上でのことなのですが、まだ不明なところが少しあるようですので、事務局のほうで分かれば。

○議事調査係長【橋本 昇君】 他市のところですが、完全に确实なところでの確認は取っていないのですが、例えば、市のホームページにこういう質問があつてこういう答弁があつたと公開されています。国会では、文書質問の質問主意書に対して、「右答弁する」みたいな形で掲載されている例はございますので、共有という意味ではそういうものが取れると思います。

ただ、会議の中でやってるかどうかというものと、あとは、どういったものを対象にするか、閉会中の一般質問的な部分でやるのか等、いろいろなものはあるかと思しますので、その辺は事例によって変わってくるかと思えます。共有はできるというものと、あとは、その位置づけをどうするかによって対応は変わると思えます。

以上でございます。

○委員【鈴木美伸君】 私は、その会議録に残るか残らないかという質問なので、よく調べていただいて、できれば、どうなのかという結果を知らせてほしいと思うのですけれど、どうでしょうか。

○委員【篠原 弘君】 そこはですね、そこまで踏まえた上で、文書質問制度を導入するかどうかというお考えをまとめるということもあると思うのですが、文書質問制度を導入しようということになったら、あとは、運用の問題だと思っております。運用上、会議録に残すのか残さないのかというのは、議会改革検討委員会になるのか、あるいは議会運営委員会になるのかという、その辺の裁きになると思えます。

○委員長【加藤仁司君】 今お話しのように、現状、それを取り入れているところの様子を資料として提出するということにしたいと思えます。

○委員【鈴木紀雄君】 いろいろと御説明をいただいているのですけれども、まだイメージが湧かない部分もあつて、そのことを導入することによって、かえって事務局の事務負担ですとか複雑な形で出てきたりしないのかなど。その作業が多くなってしまってもいけないのかなというふうに思うのですけれども、その辺の懸念がないのかどうか、そこだけちょっと心配なので、お聞きしたいと思えます。

○委員【篠原 弘君】 資料は今ちょっと見つかりませんが、たしか

事務局のほうの資料で、この文書質問制度についてのデメリットの一つに、執行部の事務負担量が明確に把握できないというようなことが整理をされて提出されていたと思うのですが、確かにそこはあるかもしれません。

ただ、それほど重要な項目を取り扱うものではありませんので、こちらから文書質問をしたときに、それほど大きな事務負担は生じないのかなと感覚的にはそう捉えております。

○書記【本多翔悟君】 ただいま委員の皆様のお意見をいただき、
中で、楊委員からは、一問一答方式の導入に当たっての課題的な面、例えば、質問時間が長くなってしまふおそれがあるというところに対するどのような工夫を図ることができるかといった点についての御要望をいただいております。鈴木美伸委員からは、文書質問制度におきまして、会議録に残るのか残らないのかという御意見をいただきました。鈴木紀雄委員からは、文書質問の事務負担等に関する御意見をいただいたところでございます。

それらに関しまして、県内の他市で導入されているところなどを中心に調べさせていただきまして、箇条書きのような簡素な形式の資料になってしまうかもしれませんが、そういったものを提出させていただくことは可能と考えております。

以上でございます。

○委員長【加藤仁司君】 この件については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、そのようにさせていただきます。

まず、緑風会の鈴木紀雄委員からお話がありましたけど、本会議、これは議案関連質疑における導入ですが、委員の皆様も毎回御覧になってお分かりのように、3回以内ということが原則ですので、導入する、導入しないという形が決まったとしても、現状の3回以内ということをお前提に、導入するか否かを考えていただきたいと思います。

あと、例えば、1回目のときに全ての項目をやって、2回目、3回目で絞っていくという方もいるし、1回目と全く関係ない形で2回目をやっていたり、方式がかなりバラバラになっているので、こちらのほうでもどれがいいのか言いにくいというところではあります。あくまでも先ほど申し上げました現行の3回以内という前提の下で、この一問一答という方式を導入するかということもまた考えていただきたいと思います。

いずれにしても、各会派から御意見をいただき、また、補足をいただきました。資料の提供ということもありますので、それらをそろえて、再度の協議を重ねていきたいと考えております。今1点、県内他市等の文書質問制度を導入されているところの状況を資

料として1点請求がございましたが、ほかに皆さんのほうから、何か会派持ち帰りの関し
ての資料等の御要望がございましたら、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、ただいまの検討項目につきましては、今申し上げました資料を御用意させて
いただいて、次回以降の本委員会でも御協議を重ねていくということで御異議ございませ
んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせてい
ただきます。

以上で、検討項目についてのウ 全ての会議（代表質問・一般質問の1回目を除く）で
の一问一答方式の採用について、検討項目についてのエ 常任委員会における報告事項の
審査時間の確保について及び検討項目のオ 常任委員会における報告事項の整理効率化に
ついて（文書質問制度の採用について）を終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、検討項目についてのカ 陳情の取扱いにつ
いてを議題といたします。

資料2についての書記の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑の
あります方は挙手を願います。

なお、先ほどの書記の説明の中にもありましたが、項目の⑤及び⑥、郵送に関するもの
につきましては、既に審査をしないということが本市の基準で決まっておりますので、こ
れは削除をしていただければと思います。

質疑はございますか。特に質疑はよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 質疑もございませんので、質疑を終わります。

それでは、会派届け出順に、日本共産党、田中委員から、調査票に記載していただい
ておりますが、補足等ありましたら、発表をお願いいたします。

○委員【田中利恵子君】 私どもといたしましては、全て現行どおりとする
ということにいたしました。

その理由ですが、市の事務以外であっても、国、県等への意見書の提出であっても、市

外在住者の方であっても、大体大方、小田原市民に関係のないものというのではないですよ。やはり基本的に陳情者の立場に立ったならば、現行どおりきちんと審査を行っていくことが必要だと思っています。

それから、同一内容というのですが、陳情というのは陳情の中身がかなうまで、陳情者にしてみれば、何度でも陳情するというのは、当たり前なことなんですよね。ですから、同一内容であっても、現行どおりとする。それが日本共産党の考え方です。

以上です。

○委員【楊 隆子君】 陳情に関しては、大事なことでありますけれど、結構時間がかかるなというのはすごく実感しています。市の事務に関係するしないというのを国民の立場と市民の立場で考えると、分けていくのはとても難しいと思いますので、このところは触れずに⑤から⑨と書いたのですが、もう⑤と⑥はないということです。そうしますと、どこかで線引きをしたら、提出者が県外の方だったり、市内に住んでいない方からのものであったり、また、先ほど御意見があったと思うのですが、毎回同じ内容で変化が見られないものは、今後、参考配付でもよいのではないかという意見にまとまりました。

以上です。

○委員【篠原 弘君】 私どもは、陳情の取扱いについての調査票の「①市の事務に関係しない事項についての行為を求めるもの」に記載してありますとおり、陳情は市民の願いや思いを市政に反映する手段となるものということで限定をすべきだという考えです。

ただ、国、県等への意見書提出を求める陳情については、良好な市民生活に資すると思われるものは除くものとするというふうなただし書をつけるという意見であります。

以上です。

○委員【鈴木美伸君】 うちの会派は「無」という表現をさせていただきましたが、現行どおりということをお願いいたします。

○委員【鈴木紀雄君】 私どもは、市の事務に関係しない事項についての行為を求めるものは、本当に審議が必要なのかなと疑問に思っていますので、これは協議をしていく必要があるということ。

それから、項目の③については、「国の専管事項及び神奈川県の特権に属するもの。ただし、市民生活に直結するもので、国、県等への意見書提出を求める陳情を除く」で審議

が必要になるかどうか必要性を協議すべきだろうということで「○」をつけさせていただいております。

あと、一番最後の同一内容のものについては、これも本当に審議が必要なかどうか改めて協議する必要があるのかなということで「○」をつけさせていただきました。

以上です。

○委員【俵鋼太郎君】 私も10年ぐらい言い続けているんですけど、陳情は配付でいい。請願という制度があるのだから。本当にその請願で提出してもらえばいい。もっと言ってしまうと、「賛成者なし」みたいな陳情に時間を割く意味があるのっていうぐらい最近の陳情の中身は本当にそういうレベルになってしまっているのではないかと思っているんで、これは配付でいいという意見にいたしました。

○委員長【加藤仁司君】 各会派の発表が終わりました。

前回の本委員会でお示ししましたものの中から、⑤及び⑥を除く①から⑨の審査をしない基準について様々な御意見をいただいたところであります。

それでは、これから協議に入ります。

この検討項目につきましては、今ここの表にありますように、各会派かなり分かれております。⑨の会派は4会派ということではありますけれども、この陳情の取扱いについては、次回以降も本委員会で協議を重ねていきたいと思っておりますが、そのような点も踏まえまして、追加の資料や調査、こういったものが必要であれば、御意見をいただきたいと思います。

○委員【俵鋼太郎君】 これに関しては、もう3年に1回ないし4年に1回、必ず同じことをやっているような気がする。過去、多分経緯があって今の形になっているのだけど、その経緯を1回おさらいさせていただきませんか。

○委員長【加藤仁司君】 今回の俵委員の御発言は、この陳情に関する様々な議会運営委員会であったり、いろいろなところで検討されたような結果、これについての一覧がないかということでよろしいですか。

○委員【俵鋼太郎君】 はい。

○委員長【加藤仁司君】 皆さん方、いかがでしょうか。

今、俵委員のほうから言われた資料の提供については、調べられる範囲のところになりますけれども。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、資料提供ということにさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御意見も尽きましたので、これで終わります。

それでは、この検討項目につきましては、陳情の取扱いについての過去の経緯が分かる範囲でということを一覧なりにして提出をしてもらいたいという御意見がありましたので、それを御用意させていただいて、次回以降の本委員会でも協議を重ねていくということとして、御異議はございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、検討項目についてのカ 陳情の取扱いについてを終わります。

○委員長【加藤仁司君】 次に、協議事項の（３）次回の開催日程についてを議題といたします。

次回の本委員会の開催につきましては、令和４年４月21日開催の第４回目の本委員会における資料２を御覧ください。

こちらの資料で、今後のスケジュール（案）ということでお出ししております。資料２の表の一番左側「工程」の欄に⑨ということで、開催内容としましては、検討項目②と⑨から⑩及び⑭の協議を予定しております。

また、開催日は7月中旬から下旬を予定しておりますが、こういった日程でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 それでは、御異議ないものと認めますので、次回の本委員会の開催につきましては、7月中旬から下旬ということにさせていただきます。

ここで具体的な日程調整のため、暫時休憩をいたします。

午前11時 9分 休憩

午前11時11分 再開

○委員長【加藤仁司君】 休憩前に引き続き、再開いたします。

それでは、次回の開催につきましては、令和4年7月22日（金）の午後1時30分ということにさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長【加藤仁司君】 御異議もございませんので、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の議題につきましては、全て終了いたしましたので、議会改革検討委員会を散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時12分

散会

議会改革検討委員長

議会改革検討委員会提出事項（令和４年６月２９日）

1 協議事項

(1) 中間答申（案）について

(2) 検討項目について

ア 議員提案政策条例の体制づくりについて

イ 議員定数について

ウ 全ての会議（代表質問・一般質問の１回目を除く）での「一問一答方式」の採用について

エ 常任委員会における報告事項の審査時間の確保について

オ 常任委員会における報告事項の整理効率化について（文書質問制度の採用について）

カ 陳情の取扱いについて

(3) 次回の開催日程について